

# 鞍手町立剣北小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月1日改訂

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（いじめ防止対策推進法第1条より）

### （1）目的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （2）定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （3）基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることを鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

## 2 いじめ防止等の対策となるための基本となる事項（いじめ防止対策推進法第15条、23条より）

### （1）いじめ対策委員会（生徒指導推進委員会）

校長、教頭、主幹教諭、児童支援担当、養護教諭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター等からなる組織として、生徒指導推進委員会を毎月1回定例開催する。また、必要に応じて随時開催する。

### （2）職員研修及び職員会議での情報交換、共通理解（いじめ防止対策推進法第18条）

各学期に職員研修を設定し、配慮を要する児童について全職員で情報交換し共通理解を図る。

### （3）配慮を要する児童については、保護者や関係機関と連携を取り、課題解決に努める。年度変わりの引き継ぎにおいては、確実に実施し、次年度に生かせるようにする。

## 3 いじめ未然防止のための取組（いじめ防止対策推進法第22条）

### （1）学級経営の充実

○ 「自己存在感をもたせ、共感的人間関係を育てる授業改善に取り組み、よりよい人間関係を育むと共に児童一人一人が充実感をもつことができる授業づくりに取り組む。

○ 先生や友達の話の聞き方を徹底するなど、正しい態度の育成を図る。

### （2）道徳・特別活動の充実

○ 道徳や学級活動の授業を通して、よりよい人間関係の構築を図る。

(3) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動を実施し、人との関わり方を学ぶ。

(4) 相談体制の整備

- 各種アンケートを実施し、その結果をもとに教育相談を行い、児童理解に努める。

(5) 校種間の連携

- 保・幼・症・中の連携を図り、つなぎをスムーズに行う。

4 いじめ早期発見のための取組（いじめ防止対策推進法第16条）

- (1) 毎月1回いじめを把握するための「いじめアンケート」を実施する。

- (2) 相談ポストを活用した取組を実施する。

- (3) 保護者との人間関係を築き、円滑な連携を図る。

- (4) 児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて、発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。特に外部講師によるインターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

5 いじめに対する早期対応（いじめ防止対策推進法第23条）

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

- (2) いじめの事実が確認された場合、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- (5) 事実に係る情報を関係機関や保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

6 重大事案への対処（いじめ防止対策推進法第28条より）

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- いじめにより児童が相当の期間を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事案への対処

- 重大事態が発生したむねを鞍手町教育委員会に速やかに報告する。

- 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。

- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

- 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態の危機管理マニュアル（いじめ防止対策推進法第17条、23条より）

